三重県の子ども政策に関する課題

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している



子ども条例改正の考え方

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える ⇒条例の名称を「三重県子どもの権利条例」に変更、子どもの権利に関する条項の新設等
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- 4)子どもと子育て家庭をともに支援する

目的

・全ての子どもの権利を守ること

・子どもが将来にわたって幸せな状態で生活することができる社会の実現

子どもの権利

子どもの権利条約に定める子どもの権利

- 4
- ・差別の禁止 ・子どもの最善の利益
 - ・生命、生存及び発達に関する権利
 - ・子どもの意見の尊重

子どもの定義

心身の発達の過程にある者であって、一つの人格として権利を有し、尊重されるべき者

※子どもに係る施策の実施に当たり、必要に応じて施策の対象となる範囲を定める。

基本理念

- ①子どもを権利の主体として尊重
- ②子どもの最善の利益を尊重
- ③子どもの力を信頼
- ④子どもの意見を聴いて尊重
- ⑤子どもと子育て家庭を社会全体で支援

基本的施策(県)

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

・子どもの権利について子ども自身や保護者、県民が学ぶ機会を提供する。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

・子どもが意見を表明する機会の設定、社会への参画促進、子どもの意見の尊重

(子どもの育ちへの支援)

・多様な学び、遊び、体験機会の提供、居場所づくりへの支援、特別な配慮等が必要な子どもへの支援

(子育て家庭への支援)

・子育て家庭に寄り添った様々な支援

(子どもの安全・安心の確保)

・災害、犯罪等の危害から子どもを守る。虐待、いじめ等の権利侵害から子どもを守る。救済の措置。

(人材の育成、環境の整備)

・子どもの育ちを見守り支える人材の育成、各主体の活動 を促進するための環境整備

(相談への対応)

・子どもや子育て家庭からの相談への対応

施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

・施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定

(子どもの視点に立った情報の提供)

・子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供